

～避難所の仕組み～



都市安全部 総合防災課
2026年作成

指定避難所

《災害が発生した場合の避難所で、市がまず開設する避難所》

- ・災害対策基本法第49条の7に基づき指定しています。
- ・小中学校など、最大で42カ所。
- ・災害の規模や種類に応じて段階的に開設します。
- ・開設されていれば、どこの避難所に行っても構いません。

自主避難場所

《特に大型で勢力の強い台風の接近時や、大雨警報等の発表時に洪水や土砂災害の発生が懸念される場合に、早めの避難を希望される自主避難者を受け入れるために開設する施設》

- ・開設のタイミングは、台風や大雨の影響が少ない段階とします。
- ・夜間の避難行動は危険を伴う恐れがあるため、基本的に日没後の開設は行いません。
- ・平日の開設は、開設対象校の授業に影響のない放課後からの開設とします。

自主避難場所
7カ所

光明小学校、宝塚第一小学校、宝塚小学校、安倉小学校、長尾南小学校、
中山五月台中学校、西谷小学校

予備避難所

《市が二次的に開設する、高齢者や障害者^{がい}、特別な配慮が必要な災害時要援護者優先の避難所》

- ・大災害などで、避難所開設期間が長引くようであれば、指定避難所から順次振り分けを行います。
- ・公民館、共同利用施設〇〇会館、〇〇人権文化センターなど。現在44カ所。

福祉避難所

《特別な配慮を必要とする要配慮者（高齢者や障害者^{がい}など）のために、市が二次的に開設する避難所》

- ・指定避難所や予備避難所での生活が困難で特別な配慮を必要（移動・食事・排泄が一人でできない）とする要援護者を対象とし、24時間体制で生活支援を行う二次的避難所です。
- ・特別な配慮を必要とする方が避難生活を送るために必要な避難所であるため、福祉避難所へ直接避難することはできません。必要に応じて指定避難所から福祉避難所へ対象者を移送します。
- ・災害発生から3日目を目途に開設できるよう準備します。
- ・開設期間は災害発生の日から原則7日以内です。
- ・総合福祉センター、老人福祉センター、協定を締結した民間の高齢者施設や障害者^{がい}支援施設など、現在26カ所。

参考資料

宝塚市避難所・避難地等一覧（ホームページID：1001112）

大型台風接近時や大雨等に備えての自主避難場所について（ID：1013167）

地域防災計画（ID：1017635）

避難所の仕組み(地震)



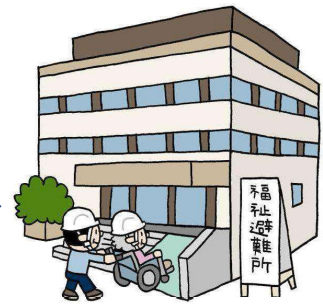
自宅

身の安全の確保を
最優先して避難



指定避難所

避難者の状況と
福祉施設の被災状況を
確認し、福祉避難所開設を決定



福祉避難所

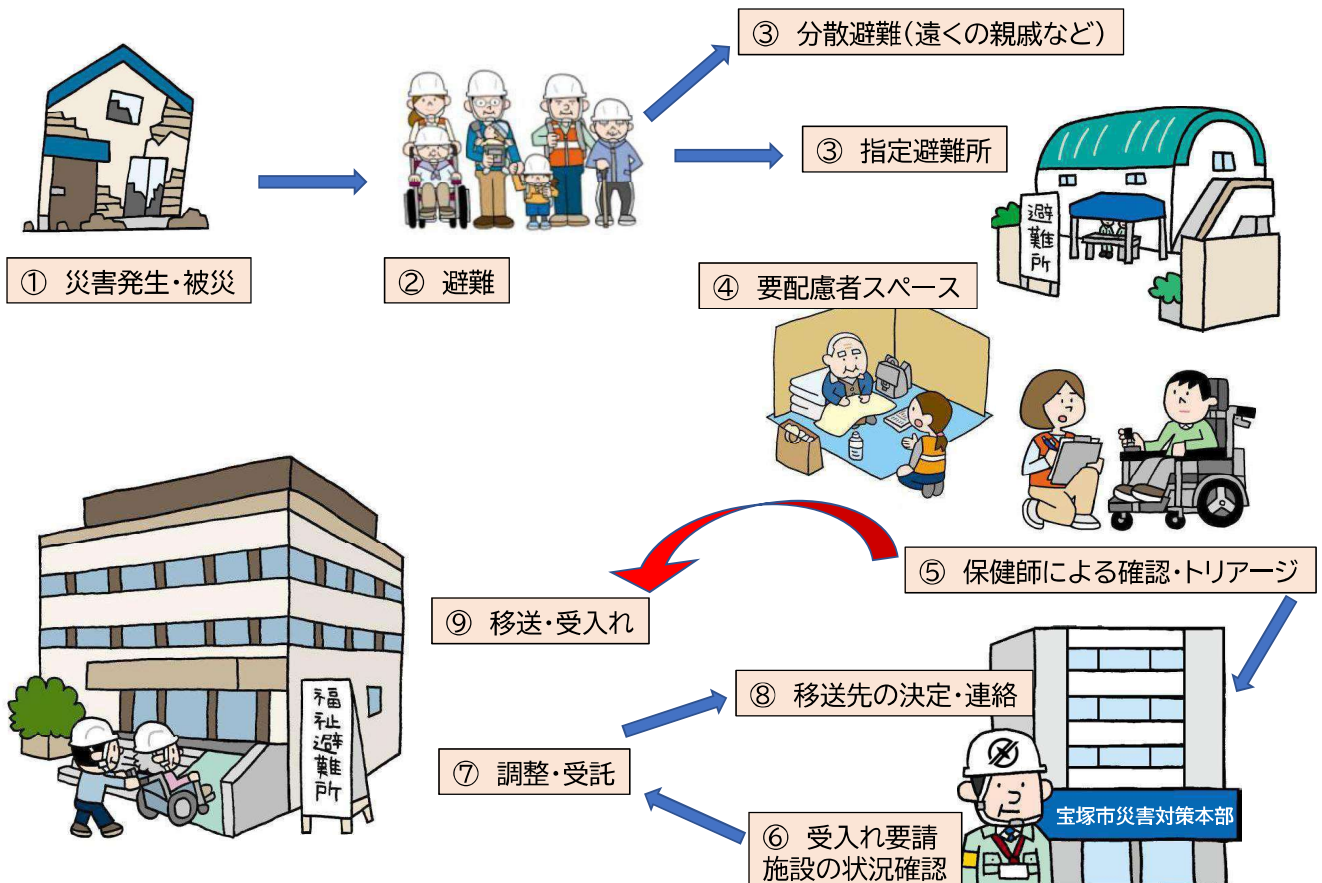
施設の受入態勢が整い次第、
福祉避難所へ移送

目安: 発災から3日目以後

福祉避難所や予備避難所に
直接行くことはできません



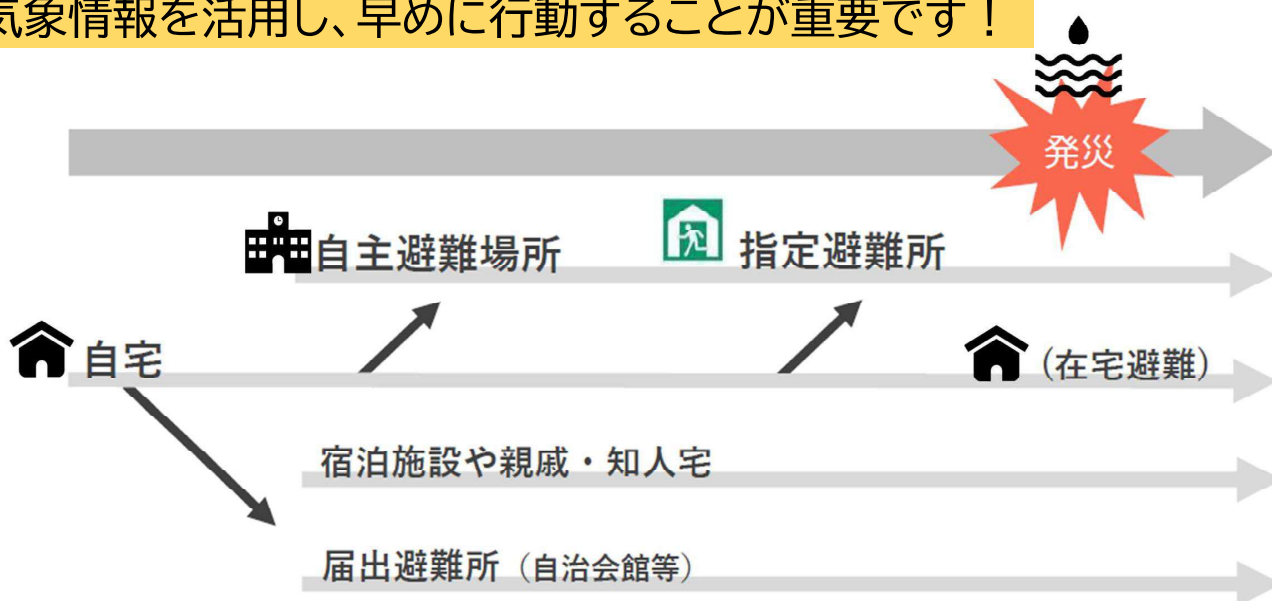
福祉避難所までの流れ



水害の避難

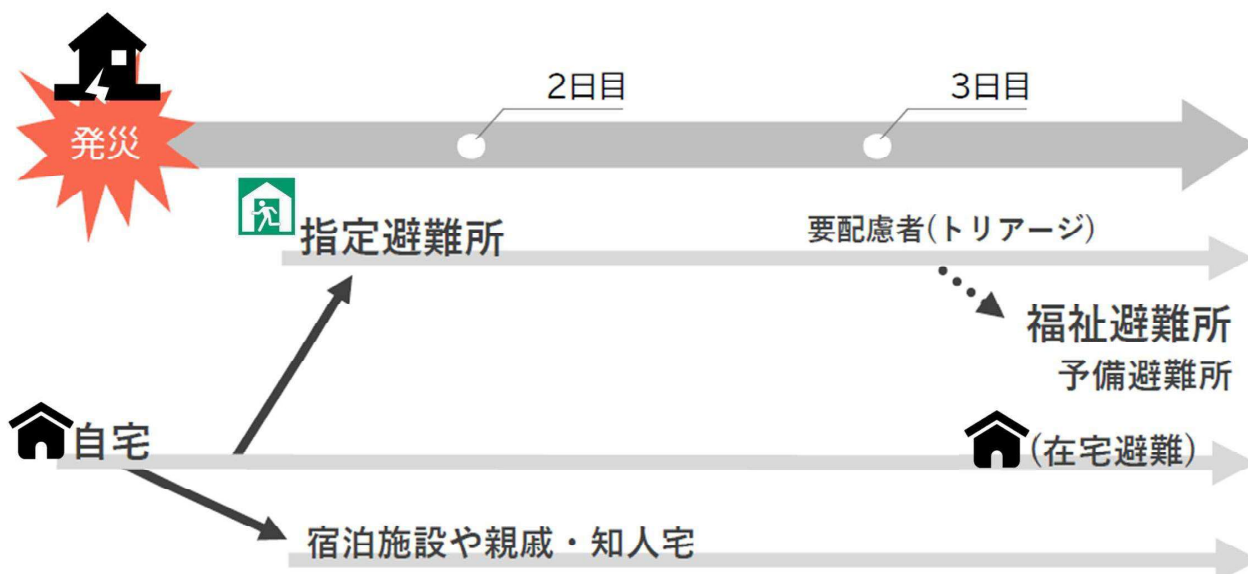
ー 避難所への避難（災害が起こる前）

気象情報を活用し、早めに行動することが重要です！



地震の避難

ー 避難所への避難（災害が起こった後）



避難者カードを活用してください

避難所名： No. 受付：

避難者カード（世帯単位）

① 支援区分 ☐ にチェックを入れてください。

☐ 避難所への入所を希望
入所年月日 年 月 日

☐ 自宅のままで避難所から物資の配布を希望
自宅 / 専断 / その他（ ）

② 住所： ③ 連絡先：
（複数可）

④ 自宅の被害状況
全壊 / 半壊 / 一部損壊（床・床下浸水 断水・停電 ガス停止） / なし / 不明

⑤ 避難者についてご記入ください。（ご家族が多い場合は用紙を複数枚お使いください）

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢	性別	身体状況	支援
世帯主	1	本人	歳		無事・負傷	要・否
ご家族 （同居者）	2		歳		無事・負傷	要・否
	3		歳		無事・負傷	要・否
	4		歳		無事・負傷	要・否
	5		歳		無事・負傷	要・否
	6					
	7					

⑥ ご家族は、全員避難しています。
避難できていないご家族：（ ）
連絡が取れていないご家族：（ ）

⑦ 特別な配慮が必要な方がいらっしゃる場合は、注意点を記入してください。
（病気やケガ、障害（しょうがい）、アレルギーや医薬品、妊娠中、やさしい言葉で）

⑧ ベットの状況： 同行 / 置き去り / 行方不明 種類・数（ ）（ ）

⑨ 避難生活において、ご協力いただける資格や特技をお持ちでしたら、ご記入ください。

どちらかにチェックする☑

在宅でも避難所支援（物資や給水など）は受けられます。
ご希望の場合、まずは指定避難所で登録してください。
物資配布や給水は基本的に避難所で行います。

指定避難所は、自宅の全壊・半壊などにより居住場所を失った方の生活拠点となるだけでなく、物資支援や応急給水、情報発信の拠点にもなります。

自宅が安全な方は自宅を生活拠点とし、指定避難所を活用してください。

指定避難所には原則、市の職員（2～3名）を派遣します。

しかし、運営については避難者の皆さんで運営組織を構成し担っていただきます。

指定避難所を利用される方は、運営へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。